

5. 本資料のまとめ

本資料のまとめを以下に記す。

- (1) 平成25年3月、道路環境影響評価の技術手法に「1. 計画段階配慮事項（全ての影響要因・環境要素に共通）」を新規に追加した。本資料はその中で動物・植物・生態系の調査・予測・評価について参考となるように作成したものである。

- (2) 技術手法の追加を行った背景は、施行後10年の見直しを経た環境影響評価法の改正による「配慮書段階の検討（計画段階配慮事項についての検討）」の制度化である。法改正までの経緯として、第一に、平成9年の環境影響評価法の成立時やそれ以前から、事業のより早い段階からの環境配慮が要請されていたこと。第二に、その要請を受けて、環境基本計画や生物多様性国家戦略に戦略的環境影響評価の導入・推進に向けた内容が盛り込まれたことが挙げられる。このように、早期段階からの環境配慮は、動物・植物・生態系をはじめとする自然環境の保全の観点から検討されてきた面があり、「配慮書段階の検討」においても、これらが取り上げられる場合が高いことが予想されるため、学識者との討議を交えて本資料を作成した。

【1章 背景と目的 P.16～】

【2章 検討経緯 P.23～】

- (3) 配慮書段階で検討すべき事項は、この段階であるからこそ有効に回避等の配慮ができる「重要な自然環境」の抽出と対応である。検討事項はこの観点に絞り、その他はEIAと役割分担が必要である。

【3章 3.1 配慮書段階で配慮すべき事項・留意点 P.27～】

- (4) 動物・植物における検討対象は、【基本】重要な種・群落の確認場所等（位置情報に基づく検討）が中心となるが、既存資料による情報の制約を補完するものとして、【補足】重要な種又は群落の生息・生育場所として機能している可能性が高い自然環境を捉える観点（ポテンシャルに基づく検討）が有効と考えられる。生態系については、その保全上重要であって、まとまって存在する自然環境が検討対象となる。

【3.2 検討対象の考え方 P.29～】

- (5) 調査の手法は、既存の資料によることを基本として、必要に応じて専門家等からの知見の収集を検討する。

【3.3 調査手法の考え方 P.32】

動物・植物における【補足】重要な種又は群落の生息・生育場所として機能している可能性が高い自然環境（ポテンシャルに基づく検討）は、既存資料等の知見から植生図を用いて抽出する方法等が考えられる。**【4章 4.3 調査手法の例 P.39～】**

- (6) 予測は、検討対象と概略ルートの位置関係から、改変・分断による環境の状況の変化を整理することにより行う。整理にあたっては、検討対象の性質（点、線状、面的）や大きさ、分布状況等を考慮する必要がある。**【4.4 予測の考え方 P.51】**

評価は、予測結果から、検討対象への影響の有無・程度を整理する。

【4.5 評価の考え方 P.52】